



埼玉県報

第 2781 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 15 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 埼玉県情報公開条例第 33 条第 1 項の規定により知事が定める出資法人（県政情報センター）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 見沼代用水土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）の換地処分（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道日高川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定無形民俗文化財の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定（生涯学習文化財課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の名称等の変更（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（実習教諭）

第七条の三 学校に、必要に応じて実習教諭を置くことができる。

2 実習教諭は、校長の監督を受け、生徒の実習に関する教育及び管理をつかさどる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（埼玉県立中学校管理規則の一部改正）

2 埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第七条の三」を「第七条の四」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百十六号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百十七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
至誠堂富田病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目五百六十四番地	平成二十八年三月十日

告示

埼玉県告示第三百十八号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十八年三月十一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人千葉外科内科病院	埼玉県川口市原町四番四十一号	平成三十一年三月十日
医療法人厚和会河合病院	埼玉県川口市領家三丁目六番七号	同右
かわぐち心臓呼吸器病院	埼玉県川口市前川一丁目一番地五十一号	同右
医療法人社団TMG宗岡中央病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番地五十号	同右
さくら記念病院	埼玉県富士見市水谷東一丁目二十八番地一	同右
三浦病院	埼玉県富士見市大字下南畑三百六十六番地一	同右
医療法人実幸会栗原医院	埼玉県富士見市羽沢一丁目三十三番地二十八号	同右
医療法人三愛会三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成三丁目七番十七号	同右
医療法人道心会埼玉東部循環器病院	埼玉県越谷市大沢三千百八十七番地一	同右
至誠堂富田病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目五百六十四番地	同右
高梨医院	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目八番十号	同右

医療法人社団関心会関本 記念病院	埼玉県川越市中台一丁目八番地 六	平成三十一年 三月十日
医療法人慈桜会瀬戸病院	埼玉県所沢市金山町八番六号	同右
医療法人社団清心会至聖 病院	埼玉県狭山市下奥富千二百二十 一番地	同右
医療法人社団輔正会岡村 記念クリニック	埼玉県日高市栗坪二百三十番地 一	同右
医療法人社団愛友会蓮田 一心会病院	埼玉県蓮田市本町三番十七号	同右
秋谷病院	埼玉県幸手市中四丁目十四番四 十一号	同右
あねとす病院	埼玉県深谷市人見千九百七十五 番地	同右
本庄総合病院	埼玉県本庄市北堀千七百八十番 地	同右
埼玉医療生活協同組合皆 野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二 千三十一番地一	同右

告 示

埼玉県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

澤田ショッピングビル

埼玉県入間市下藤沢三百五十三番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康弘

東京都千代田区五番町一番地十

（変更後）株式会社エコス 代表取締役 平邦雄

東京都昭島市中神町千百六十番地一

ハ 変更年月日

平成二十七年九月五日

ニ 届出年月日

平成二十八年二月二十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

澤田ショッピングビル

埼玉県入間市下藤沢三百五十三番地一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後八時

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

ハ 変更年月日

平成二十八年三月十九日外

二 届出年月日

平成二十八年二月二十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー川口伊刈店

埼玉県川口市川口都市計画事業芝東第四土地区画整理事業地内四十四街区七

画地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十一月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時四十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十八年三月一日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大野直竹

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カンセキ 代表取締役 長谷川静夫

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百三十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前八時三十分

届出年月日

平成二十八年二月二十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十一月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百九十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年三月三日

二 縦覧期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十五日から平成二十八年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 森 田 政 幸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸千五百八十一番地

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年三月十一日に県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―一三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下富字駿河台五百三十一番三 外二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千三百五十九・〇二立方メートル
浸透効果量 〇・一四五立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―三三―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市中央六丁目七番地一 外七筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二百立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八―十四―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字今泉字大口三百三番一 外三十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二千五百七十二・六一立方メートル

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡川島町大字上八ツ林字 新田前町一四一番地先から 同郡同町大字下八ツ林字柳町 二三九番一地先まで	比企郡川島町大字上八ツ林字 新田前町一四一番地先から 同郡同町大字上八ツ林字宮ヶ 谷戸九〇八番一地先まで	区間
一〇・六六〽 二九・一〇	一〇・六六〽 一五・六七	敷地の幅員 (メートル)
一一六七・六〇	一一四〇・〇〇	延長 (メートル)
平成二十三年八月三十日 付け埼玉県東松山県土整 備事務所長告示第二十九 号の変更		備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五八 一一番一地从先から 同郡同町大字横瀬字拾四番五九七四 番五地先まで
供用開始の期日	平成二十八年三月十五日
備考	平成二十年七月四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示三十一号で告示した道路予定区域の(一部)供用開始である。 延長五四〇・九〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年三月十日

指令川建セ第二七〇〇三四二号

二 検査済証番号

平成二十八年三月十一日

川建セ第二七〇〇九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地前千五百二十二番六十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市藤金八百六十三番地十一ラタンタ若葉B二〇二

島寄 寿

告 示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	諏訪神社本殿 一棟	埼玉県熊谷市上新 田二百二十七番地	宗教法人 諏訪神社
絵画	絹本着色清拙正澄画像 一幅	埼玉県本庄市中央 二丁目八番二十六 号	宗教法人 開善寺
工芸品	金銅装説相箱及び戒体箱 四点	埼玉県入間郡越生 町大字越生七百四 番地	宗教法人 法恩寺
古文書	出浦家文書 七通	埼玉県秩父郡小鹿 野町両神薄三千五 百二十九番地	出浦信行

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	西久保観世音 の鉦はり	埼玉県入間市宮寺	西久保観世音鉦はり 保存会

告 示

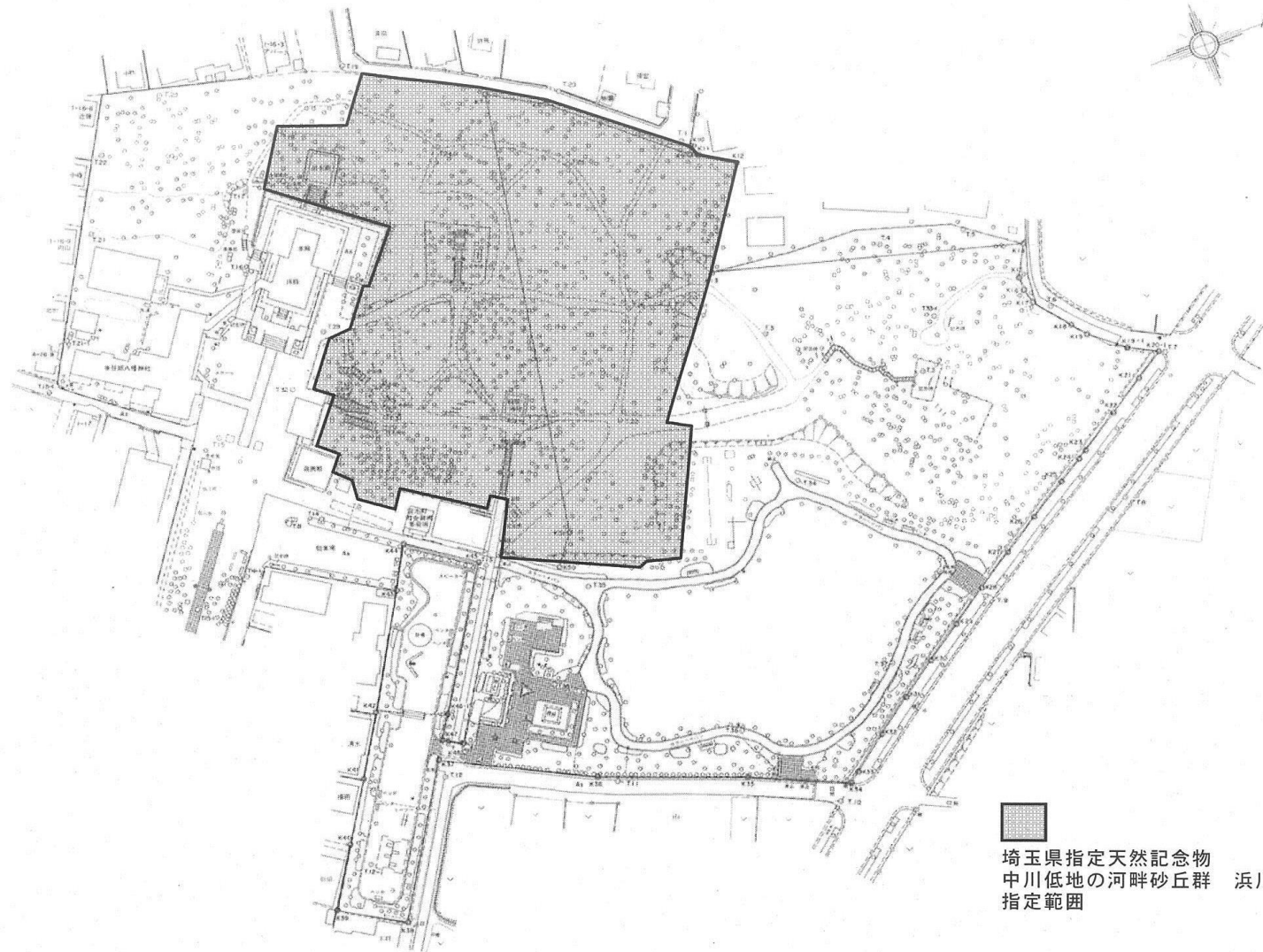
埼玉県教委告示第十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
天然記念物	中川低地の河 畔砂丘群 浜 川戸砂丘	埼玉県春日部市粕壁字浜川戸五千五百九十七番の一部、五千六百八番の一部、五千六百九番の一部、五千六百八十一番、五千六百八十二番一、五千六百八十二番二、五千六百九十三番一の一部、五千六百九十三番四（別図のとおり）	宗教法人八幡神社、 宗教法人稲荷神社、 春日部市
天然記念物	中川低地の河 畔砂丘群 西 大輪砂丘	埼玉県久喜市大字西大輪字原二百二十九番四、二百三十二番二、二百三十九番五、二百四十番五、二百四十一番一、二百四十二番二、二百四十三番一、二百四十四番一	宗教法人雷電社



埼玉県指定天然記念物
中川低地の河畔砂丘群 浜川戸砂丘
指定範囲

告示

埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本庄市市民活動交流センター多目的ホール	埼玉県本庄市銀座一丁目一番一号	本庄市長	二百十二人

告 示

埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本庄市コミュニティセンター	埼玉県本庄市駅南一丁目十三番十二号	本庄市長	百二十人

告示

埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり名称及び所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 万年寺集会所	埼玉県本庄市万年寺三丁目 三番三号	万年寺自治 会長	五十人
(新) 万年寺自治会 館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町児 玉千百十三番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町児 玉千六百九十七番地	下町自治会 長	七十人